

## 社会保険情報

### 育児時短前で計算？ 傷病手当金の取扱い

**健保**


育児短時間勤務中の離職に関して、失業給付の日額計算では短縮前の賃金を用いる特例があるといえます。では、私傷病による傷病手当金はどのように計算されるのでしょうか。



#### 年金計算のみ従前額を用いる

健康保険の被保険者が、育児休業等期間を終了し職場復帰した際に、勤務時間短縮や所定外労働をしないことで、報酬が休業前と比べてダウンすることがあります。

このような場合、標準報酬月額の設定を申し出ることができます（健保法43条の2）。固定的賃金に2等級以上の差が生じなくとも、被保険者からの申し出に基づき、事業主を経由して届け出ることができます。休業等の終了日の翌日が属する月の4か月目から適用されます。4月に復帰して7月に改定される場合、定時決定の対象にはなりません（健保法41条3項）。

3歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額が、子の養育開始前の額を下回る場合、申し出によりその間は従前の額に基づいて、将来の年金額が計算されます（厚年法26条）。この特例措置が適用されるのは、平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額についてです。つまり、年金計算においてのみです。

傷病手当金は、低下した標準報酬月額に基づいて計算されます。

### 結婚後は加給あり？ 障害年金を受給中

**厚年**


障害厚生年金を受給中の従業員がいます。結婚を考えている人がいるようで、配偶者加給年金が出る、出ないといった話になりました。生計維持等の要件に関して、支給されない場合もあるのでしょうか。



#### 配偶者に年金なら停止も

厚年法50条の2では、障害等級1級又は2級の障害厚生年金の額は、受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者があるときは、加給年金額を加算した額とする、としています。

まず、生計維持の判断の材料となるのは、生計同一関係です（厚年令3条の5第4項）。加えて収入要件があり、850万円未満等とされています（平23・3・23年発0323第1号、平27・9・30年発0930第11号）。定年退職等の事情により、5年以内の収入等をみる場合もあるとしています（前掲通達）。

収入のラインはそれとして、支給停止の規定（厚年法46条6項、法54条3項で準用）があります。配偶者が老齢や障害を支給事由とする年金を受けられる場合、3級も含め支給停止事由に該当します（厚年令3条の7）。

